

副本

平成30年(ワ)第446号

広島駅北口広島高速5号線トンネル掘削工事中止請求事件

原告 広島おさむる会

被告 広島高速道路公社

## 答 弁 書

平成30年6月14日

広島地方裁判所民事第2部2B係 御中

〒730-0004 広島市中区東白島町21番18号

神田・真田法律事務所(送達場所)

被告代理人弁護士 真 田 文 人



TEL: 082-227-3398

FAX: 082-227-4769

### 第1 本案前の答弁

1. 本件訴えを却下する
  2. 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

### 第2 訴え却下を求める理由

裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法第3条第1項にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により

終局的に解決することができるものに限られる（最高裁昭和51年（オ）第749号同56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443頁参照）。

而して、本件請求は、訴状及び2018（平成30）年5月14日付原告準備書面によっても、トンネル掘削工事という事実行為によって原告の如何なる権利（あるいは利益）がどの程度侵害されることになるかについての記載は全くなく、原告の思想、信条、歴史観、宗教に関する考えが記載されているだけであるから、「法律上の争訟」に該当しない。

よって、本件訴えは却下されるべきである。

### 第3 本案に対する答弁

1. 原告の請求を棄却する
  2. 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

### 第4 請求の原因に対する答弁

#### 1. 訴状について

##### (1) 1頁中、

ア. 「ヒロシマの地は、負の世界文化遺産である」との主張について、広島県内で世界文化遺産に登録されているのは「原爆ドーム」及び「厳島神社」の2箇所であり、事実と異なるため否認する。

イ. 「明星院山（二葉山）に、トンネルを掘る行為は、429年の広島の歴史文化財として到底認められるものではない」との主張は、二葉山は文化財ではないことから、事実と異なるため否認する。

(2) 3頁中、「明星院山（二葉山）は、被曝の実相を物語る証人として負の世界文化遺産である」との主張は、二葉山は世界文化遺産ではないことから、事実と異なるため否認する。

(3) その余は、本件トンネル掘削工事と無関係であり、不知。

2. 2018（平成30）年5月14日付原告準備書面について

(1) 第1項については、そもそも文化財が本件トンネルの通過位置に存在しないことから、否認する。

(2) 第2乃至第5項、及び第7項、第10項については、本件トンネル掘削工事と無関係な原告の思想、信条、歴史観、宗教に関する考えであり、不知。

(3) 第6項中、「二葉山は、保健保安林であり、国有林」との主張は、二葉山の一部のみが国有林であり保健保安林は存在しないことからこれを否認し、その余は不知。

(4) 第8項中、広島高速5号線の全体延長約4.0km、トンネル延長約1.8kmであることは認め、その余は争う。

(5) 第9項については、原告が示す工事一覧は、当該時点で現地作業中の工事を対象として、被告がホームページで公開している資料であることは認める。しかしながら、「高速5号線シールドマシン製作他工事」とはトンネル掘削工事に先立ちシールドマシンを製作する工事であり、実際にトンネル掘削を行う工事は「高速5号線シールドトンネル掘削他工事」となる。また、「高速5号線道路新設工事（中山IC）」はトンネル掘削区間外（トンネル延長1.8kmの外側）の工事を行うものであり、中山側からのトンネル掘削を行う工事は「高速5号線NATMトンネル工事」となる。以上のとおり、「請求の趣旨」とは直接関係ない工事に関する主張であるから否認し、その余は争う。

以 上